

千代田区立富士見小学校「いじめ防止基本方針」

千代田区立富士見小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性を もはらんでいる。こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許される行為ではない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子ども、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」及び「重大事態への対応」について、共通理解を図り、組織的に対応していく。

本校では、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくと共に、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取り組みを定期的にふり振り返り改善を加えていくようにする。

2 千代田区いじめの防止等のための基本方針

(1) いじめの定義

児童等に対して、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすとともに、重大な人権侵害にあたり、被害者、加害者及び周囲の児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許される行為ではない。児童はいじめを行ってはならない。

刑事罰の対象となり得る不法行為に該当し、損害賠償責任が発生することもある。

3 いじめ防止のための取り組み

(1) 基本的な考え方

いじめは、全児童に関係する問題である。本方針は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、いじめがなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、本方針は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、許される行為ではないことについて、児童が十分に理解できることを旨とする。

加えて、本方針は、いじめられた児童の生命・心身を保護することが特に重要と認識し、組織的にいじめの問題を克服することを目指す。

そして、教職員の不適切な認識や言動が、児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。（障害のある児童、外国から帰国した児童、外国人の児童、性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童、東日本大震災により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童等、指導の在り方に注意を払う。

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、日々の充実した学習の中で、子供たちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己肯定感を醸成し、達成感をもてるようにしていくことを大切にする。

(2) 教職員による指導について

- ・校内研修と情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底
- ・いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- ・児童への指導の時間と場の設定
- ・いじめのサインの共通理解
- ・日常的な「わかる授業」の実践から「授業」の実践
- ・教員による自身の指導の教員による自身の指導の振り返り
- ・学年経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり
- ・人権を尊重する教育の推進
- ・道徳の時間を中心とする全教育活動における指導道徳の時間を中心とする全教育活動における指導
- ・心の教育コーディネーターを活用し、道徳授業を通して、心の耕しを行う
- ・親子で学ぶ情報モラル、セーフティー教室の充実
- ・児童理解による教育活動の精選、めあての確立
- ・社会体験や体験活動の推進と充実
- ・相互の授業の公開と参観等、多くの目で様々な学級を見る機会の創造
- ・異学年、異世代との交流の推進
- ・地域の人々との交流の推進

【具体的な取り組み】①

- ・一人一人の活躍の場の設定（学級経営の充実）
- ・付けたい力を明らかにした「分かる授業」実践
- ・学習や行動を振り返る時間の設定
- ・地域に根ざした価値ある豊かな体験活動の設定
- ・読書活動の推進
- ・児童一人一人に対する理解の推進
- ・学習における交流の場の設定
- ・児童に対する適切なめあての設定
- ・富士見フレンズの充実
- ・学校生活アンケートの実施
- ・ふれあい月間の挨拶運動
- ・スクールカウンセラーによる全員面談（5年生対象）
- ・地域と連携したふれあいウィークの実施

(3) 児童に培う力とその育成に向けた具体的取組

- ・自尊感情と自己有用感
- ・規律を守った学校生活
- ・美しいものを美しいと言える素直な心とみずみずしい感性
- ・他者とのちがいを正しく認識できる力
- ・他者のよいところを理解し、認め合える力
- ・他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・未知なるものに進んでチャレンジする力
- ・失敗しても何度も粘り強く取り組む力
- ・試行錯誤をくり返すことができる力
- ・他者とのコミュニケーションを図る力
- ・規範意識、正しいことが分かる善悪判断力
- ・ストレスに適切に対処できる力

【具体的な取り組み】②

- ・いじめ防止の啓発資料（リーフレット、ポスター等）の作成、活用
- ・児童の成果への即時かつ具体的評価（コメントやことばがけ等）
- ・児童の個性を認め合う場の設定
- ・ソーシャル及びコミュニケーションスキルの育成（フレンドシップサポート）
- ・成長に応じた目指す児童像の周知と規範意識、善悪の判断力等の育成等

○いじめ防止と早期発見及び重大事態への対応に向けた組織と具体的な取組

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、以下の関係者からなる「学校健全育成サポート会議」を置く。また、生活指導部にいじめ防止対策委員会を設置する。

千代田区立富士見小学校「学校健全育成サポート会議」

（いじめ防止対策推進法第22条に基づく必置組織）

○校内職員：校長・副校長・教務主任・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター
各学年主任・養護教諭・教育相談担当教諭・スクールカウンセラー
スクールライフサポーター

○校外関係者：弁護士・臨床心理士・学識経験者・警察・民生・児童委員・指導主事・
スクールソーシャルワーカー・
発達支援アドバイザー

【具体的な取り組み】

□いじめ防止基本方針の策定 □いじめ防止基本方針に沿った実践と検証

□いじめ防止基本方針の修正 □校内研修の企画・運営

□いじめに係る情報収集 □いじめ発生に係る全職員への情報提供

□第1次緊急対応会議に向けた報告の準備 □第1次緊急対応会議への引き継ぎ

※当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、いじめ防止に係る具体的な取り組みを行う。

(4) 児童の主体的な取組

- ・高学年を中心に、道徳の時間や特別活動を活用して、いじめ防止活動を計画し積極的に参加する。
- ・あいさつ運動、いじめ防止標語コンクールへの参加。
- ・「社会を明るくする運動」ミニ集会への参加（6年）。

(5) 家庭や地域との連携

- ・ホームページ等で本校いじめ防止基本方針の周知を行う。
- ・適時又は随時、学年・学級保護者会等での話し合いを行う。
- ・富士見みらい館、シルバー人材や外部組織をはじめとする関係機関との連絡と報告を励行する。

4 早期発見の在り方と取り組み～起こる前の手立てを最優先に～

(1) 早期発見に向けた取り組み

○いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有

- ・本防止策と対応に係る考え方と具体的対応策の理解。
- ・いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有。

○いじめと悩みに係るアンケート調査

- ・年3回のいじめ発見調査アンケート（6月・11月・2月）とその対応。

※アンケート内容は、その時の児童実態に応じて設定する。また、発見事由に対しては、後述の対応を実施する。

- ・教職員のいじめ評価と改善（7月・12月・3月）

○ふり返りカード等の活用

- ・授業中の様子やふり返りカードを活用した子どもたちの思いと願いの把握。
- ・一日の始まりと終わりの会の充実。

○普段の子どもたちの見とり情報交換

- ・日々の授業の充実。
- ・自己肯定感と自尊感情の醸成。

【学校におけるいじめのサインの例】＜指導の指針より＞

- | | | |
|---|--|--|
| ☐ 急な体調不良 | ☐ 遅刻や早退の増加 | ☐ 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ |
| ☐ 学用品、教科書、体育着等の紛失 | ☐ 学用品の破損、落書き | ☐ 授業への遅参 |
| ☐ 保健室への来室の増加 | ☐ 日頃交流のない児童との行動 | |
| ☐ 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 | ☐ 多数児童からの執拗な質問や反駁 | |
| ☐ 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ | ☐ 業間や休み時間の単独行動 | |
| ☐ 特定児童の発言へのどよめきや目配せ | ☐ 突然のあだ名 | |
| ☐ 特定児童からの忌避・逃避 | ☐ 特定児童の持ち物からの逃避等 | |

(2) 早期発見に係る組織

○教職員間の情報交換

- ・こまめな普段の情報交換。
- ・特に学年間の情報交換を重視。
- ・職員会議や打ち合わせでの児童の情報交換。
- ・保健室や教育相談員からの情報提供とその共有。
- ・児童からの情報の活用。

○教育相談体制

- ・スクールカウンセラーによる全員面接。
- ・心配される児童への定期的な相談の実施。
- ・教育相談担当教員による相談体制の確立と副校長、担当への報告、連絡、相談の徹底。

○スクールライフサポーターの活用

- ・休み時間、授業中の見守り、担任との連携。

○特別支援教育コーディネーター

- ・児童の実態把握と適切な支援への助言。
- ・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり。
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた学習環境の充実。

○保護者からの訴えに係る窓口の一本化

- ・副校長、生活指導主任を窓口として、いじめの通報や情報に対応。
- ・全教職員への報告と周知。

(3) 家庭や地域との連携

○家庭との連携

- ・学校だよりや学年だより、学級だよりによる子供たちの活動の広報
- ・いじめ等に係る学校の考え方の周知。(PTA総会や諸会合、学校だより等で)

【家庭でのいじめのサイン例】<指導の指針より>

- | | | | |
|---------------------------------------|---|------------------------------------|------------------------------------|
| ☐ 登校しぶり | ☐ 転校の希望 | ☐ 外出の回避 | ☐ 感情の起伏の顕著化 |
| ☐ 教師や友だちへの批判増加 | ☐ 隠し事の発覚 | ☐ 家庭でのお金の紛失 | |
| ☐ 荒くなる金遣い | ☐ 長時間の長電話や過度に丁寧な対応 | | |
| ☐ 衣服の不必要な汚れ | ☐ 体への傷やいたずらの痕跡 | | |
| ☐ 保護者来校の拒絶 | ☐ 過度なネットへの対応他 | | |

○地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知。
- ・登下校時の立哨等を通した児童の実態の情報交換。

【地域で見られるいじめのサイン例】<指導の指針より>

- ☐登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- ☐一人だけ離れて登下校している。
- ☐故意に遅れて登校している。
- ☐地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
- ☐公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- ☐コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。等

5 いじめに対する具体的な措置～早期かつ即時対応&組織的対応～

【独自の判断は禁物！素早く対応】

- ×「様子を見よう。」「悪ふざけだろ。」「単なるけんかだろう。」「・・・の考えは捨てる。
- ☐「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- ☐「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- ☐「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- ☐「いじめの芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

(1) 素早い事実確認

①速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者→担任、学年主任等→副校長→校長のルートで情報や状況を直ちに確実に報告を行い、学校の組織的な対応につなげる。
- ・副校長は千代田区教育委員会へ速やかに第一報を報告する。また、詳細が分かり次第、連絡し解決に向けて連携を図る。
- ・被害者の児童の状況のきめ細かい把握をする。
- ・いじめに関する声を聞いた際は、その時点で重大な物と判断し、調査を行う。
- ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成し、副校長へ提出する。
- ・副校長により、第1時緊急対応会議を召集し、報告書の内容を周知する。
- ・いじめに関する内容を生活指導主任会の月例報告会で知らせる。

<報告書の内容>

○日時○場所○被害児童○加害児童○内容・状況○情報受信者

②第1次緊急対応会議

【第1次緊急対応会議】当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

- (1) 構成人員
 - ・校長・副校長・生活指導主任・担任・学年主任
 - ・養護教諭・特別支援教育コーディネーター
- (2) 資料
 - ・いじめ発見報告書 被害・加害児童の家庭環境調査票
- (3) 会議内容
 - ①事実確認のための必要事項【いじめ対応に係る確認聞き取り票】を活用
 - ・いじめの状況（日時・場所・人数・様態等）
 - ・いじめの動機や背景・時系列での事実の把握
 - ・被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
 - ・本件について家庭が知っていること
 - ・教職員や周辺児童が知っていること
 - ・これまでの問題行動等
 - ②事実確認の計画
 - ・事実確認のための役割分担
 - ・被害児童への聞き取り・加害児童への聞き取り
 - ・周辺児童への聞き取り・該当児童保護者への連絡

③事実確認の実施→【第1次緊急対応会議における聞き取り票】

- (1) 被害児童への聞き取り
 - ☐教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
 - ☐いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。
- (2) 加害児童への聞き取り
 - ☐いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
 - ☐いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず受容的に聞く。
 - ☐「いじめは絶対許されない行為」として、いじめた側もいじめられた側もどちらもよくない点があったなどという指導はしない。
- (3) 周辺児童への聞き取り
 - ☐事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
 - ☐内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
 - ☐事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。
- (4) 被害児保護者、加害児保護者に対して
 - ☐保護者とは直に会って面談を行う。
 - ☐保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応説明する。
 - ☐保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

・校長→副校長→全職員のルートで確認事実を周知する。

(2) 組織的対応について

①第2次緊急対応会議

【第2次緊急対応会議】具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

(1) 指導方針及び指導体制の決定

- ☐第1次緊急対応会議のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定
 - ・被害児童、加害児童、周辺児童、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。

5つの班で、いじめ解消を確認するまで対応を継続する。

☐実際の対応→【対応記録票に記録】

- ①被害児童への対応班→学年主任、担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
- ②加害児童への対応班→学年、担任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター
- ③周辺児童への対応班→学年、副校長
- ④該当児童保護者への対応班→副校長、生活指導主任（主幹）、学年主任（担任）
- ⑤加害児童保護者担当班→副校長、担任、特別支援教育コーディネーター

②被害児童対応班

- ☐ つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- ☐ 具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。
- ☐ いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝える。また、今後の支援を約束する。
- ☐ 保護者や加害児童に対するはたらきかけについて、意思を尊重して進める。

③加害児童対応班

- ☐ 行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- ☐ グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解をもって聞き取りする。
- ☐ いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することがないような心を育てる。
- ☐ きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- ☐ 自分の長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

④周辺児童対応班

- ☐ いじめの被害者の気持ちを考えさせる。いじめの卑劣さを理解させる。
- ☐ はやしたてる行為、見て見ぬふりをするのもいじめであることを再度認識させる。
- ☐ いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について再度確認する。
- ☐ いじめを止める、知らせる行為が正義に基づいた勇気ある行為であるかについて指導する。

⑤被害児童保護者対応班

- ☐ 確認した事実関係を正確に伝える。必要な場合は、学校としての謝罪を行う。
- ☐ 再発防止策、支援方針、今後の対応について、具体的に説明し不安を除く。
- ☐ 学校と家庭の今後の対応について、共通理解を持つ。

⑥加害児童保護者担当班

- ☐ 確認した事実関係を正確に伝える。
- ☐ 今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
- ☐ 謝罪について相談の上、確認する。

※全て、時系列で、記録を取り、複数で対応することを原則とする。
※完全ないじめ解消を、全ての班、全教職員で確認する。

【ネットいじめへの対応】

- ☐ ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込み（名誉棄損、プライバシー侵害、誹謗中傷等）を発見した場合は、直ちに削除する措置をとる。その際は、東京都法務局（千代田区）等の協力を求める。児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに麹町警察署に通報し、適切な支援を求める。千代田区教育委員会に報告するとともに、区内の小学校にも連絡を入れる。
- ☐ 情報セキュリティポリシーに係る学習会を、児童と保護者に実施し、情報モラル教育を進める。

6 重大事態への対処

【いじめによる重大事態】いじめにより～

- ☐ 当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき
- ☐ 当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされているとき
- ☐ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

＜重大事態と想定されるケース＞

- ・ 児童が自殺を図った場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

(1) 調査組織の設置と調査の実施

□本校第1次緊急対応会議のメンバーを母体に「健全育成サポートチーム」の支援と協力を仰ぐ。

(2) 校内の連絡と報告体制について

□校内における連絡・報告体制は、第1次緊急対応会議の報告体制とする。

(3) 重大事態の報告

□重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに千代田区教育委員会に報告する。

(4) 外部機関との連携

□千代田区教育委員会の指示のもとに、警察署、児童家庭支援センター、千代田区教育研究所と連携を図る。

□千代田区教育委員会の指示のもとに、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

7 教育相談体制と児童指導体制について

(1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

□児童へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。

□スクールライフサポーターやスクールカウンセラーの機能を十分に活用し、捉えられたいじめ案件に対し、未然の相談を行う。

□特別支援教育コーディネーターは、必要な場合は、本校のいじめの防止対策会議への引き継ぎを行うとともに、定期的な情報の報告を行う。(報告窓口：生活指導主任→副校長へ)

□全員面談を行いいつでも話しやすい関係を築く。

(2) 生活指導の基本的な考え方と活動計画

□日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。

□とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。

□「富士見小学校のやくそく」に基づき、児童へ統一された指導を行う。

□問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。

・職員会議、毎週の打合せ、臨時の職員集会等を活用。

・事案により、校長、副校長、生活指導主任等から報告。

8 校内研修

(1) いじめに関する研修の基本的な考え方

□いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を夏季休業中に位置付ける。

□児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。

□PTAとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。

□児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

(2) 具体的な取組

□児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関して、講師を招聘して研修会を実施する。

□児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係り、講師を招聘して研修会を実施する。

□いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。

□教員研修担当の副校長をリーダーに、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。また、研修を受けた教員からの研修報告を聞き合う場を設定する。

9 学校生活アンケート

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

□児童に対しては、自分の学校生活をふり返って、定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心に

アンケート調査を行うようにする。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。

- 保護者に対しては、授業参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置付け、広く、こまめに情報を得るようにする。
- 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- アンケート等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し改善を図る。

(2) 家庭や地域との連携

- 学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報するとともに、学年だより、学級だより等で、いじめとその防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- 家庭や地域よりいじめの情報があつた場合には、いじめ防止対策会議を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

(3) PDCAサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

- 本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。
 - ・短期評価→ステージ毎の定期的な児童アンケートや情報交換、などに基づき、児童の実態や対応体制等を確認、改善する。
 - ・中期評価→各ステージ内で、児童へのアンケート調査、教職員による取り組み評価アンケート調査を実施し、各期間の実態や変容をとらえ、対応や体制等を改善する。
また、個人面談や学校評価当で得られた情報を分析して改善する。
 - ・長期評価→中・短期評価をもとに、次年度のいじめ関連方針等を精査、改善する。

10 その他

(1) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出

- 教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
- 一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。
- 取りだし指導や研修参加時の代替指導など、授業支援のサポート体制の整備を図る。

(2) 指導力の向上

- 「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- めあてと付けたい力を明らかにして、日々の授業と生活指導に取り組む。
- 日々の実践を謙虚にふり返り、常に改善を図る。

(3) 町内会や関係諸機関との連携

- 地域内の夏祭り等、行事への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるよう支援する。
- 問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を副校長とし、校内の場合と同様に対応していく。

いじめ発見報告書

千代田区立富士見小学校

NO	確認事項	具体的事案
1	発生日時 【確認日時】	令和 年 月 日 ()
2	発生場所 【確認場所】	
3	被害児童	年 組 氏名 (男・女) 【とらえられた被害児童の思いや発言】
4	加害児童	年 組 氏名 (男・女) 集団の場合（指名連記） (とらえられた加害児童の思いや発言)
5	内容・状況 【聞き取り等】	(きっかけ・具体的状況・継続の有無とその長さ等を含む)
6	情報受信者	

いじめ対応に係る事実確認票

千代田区立富士見小学校

NO	確認事項	具体的な内容
1	いじめ発生日時（確認日時）	令和 年 月 日 ()
2	いじめ発生場所（確認場所）	
3	被害児童	年 組氏名 (男・女)
4	加害児童（または集団）	年 組氏名 (男・女)
5	いじめの動機やきっかけ	
6	具体的な状況	
7	被害児童及び 加害児童の家庭環境	【被害児童】 【加害児童】
8	被害児童及び加害児童の 日頃の言動や性格	【被害児童】 【加害児童】
9	周辺児童からの情報	
10	これまでの問題行動	
11	その他	

[

【班 聞き取り記録 NO

対応者

具体的な聞き取り記録	
時間	具体的な聞き取り内容の記録

【 】 班 対応記録 NO

対応者
具体的な対応方針

本事案に基づく具体的な対応方針

具体的な聞き取り記録		月	日（ ）	:	～	:
時間	具体的な聞き取り内容の記録					

【 】 班 対応記録 NO ()

対応者

具体的な聞き取り記録		月	日 ()	:	～	:
時間	具体的な聞き取り内容の記録					